

慶弔規定

1. 総 則

この規定は、慶弔に関する事項について定める。

2. 出 産 祝

会員又は会員と同居する家族が出産した場合、1子につき1万円を贈る。

上記の祝い金を受け取るには、出産後3ヶ月以内に「出産届」を提出しなければならない。

ただし、妻の実家等へ帰って出産をした場合は、帰宅後3ヶ月以内に「出産届」を提出しなければならない。

3. 入 学 祝

会員又は会員と同居する家族が小学校に入学する場合は、入学のお祝いとして記念品を贈る。

記念品を受領するには、該当者調査の回覧を配布したときより3ヶ月以内に申請しなければならない。ただし、転入の場合は、その限りではない。

4. 卒 業 祝

会員又は会員と同居する家族が小学校を卒業する場合は、卒業のお祝いとして記念品を贈る。

記念品を受領するには、該当者調査の回覧を配布したときより3ヶ月以内に申請しなければならない。

5. 敬老の日の祝

会員又は会員と同居する家族が下表の年齢に該当する場合、長寿のお祝いとして祝い金を贈る。

祝い金を受領するには、該当者調査の回覧を配布したときより3ヶ月以内に申請しなければならない。ただし、申請が遅れた場合は敬老の日より3ヶ月までとする。

満年齢	70歳 (古希)	88歳 (米寿)	99歳 (白寿)	年齢の起算は当年の1月1日～12月31日の満年齢によるものとする。
金額(円)	記念品	5,000円	10,000円	

6. 香 花 料

会員又は会員と同居する家族が死亡した場合、下記の通り香花料を贈る。

香花料を受領するには、死亡した日から3ヶ月以内に「訃報届」を提出しなければならない。

イ. 世帯主の場合 10,000円

ロ. 同居家族の場合 5,000円

ただし、施設等で亡くなられた場合で1年間以上の会費が未納の場合は権利を失う。

7. 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会で審議決定する。

付 則

1. 昭和 44 年 5 月 1 日より実施する。
2. 昭和 45 年 4 月 13 日 一部改正
3. 昭和 55 年 4 月 27 日 一部改正
4. 昭和 58 年 3 月 13 日 一部改正
5. 平成 11 年 6 月 6 日 一部改正
6. 平成 17 年 1 月 15 日 一部改正
7. 平成 20 年 3 月 16 日 一部改正
8. 平成 26 年 7 月 5 日 一部改正
9. 令和 2 年 4 月 19 日 一部改正
10. 令和 4 年 2 月 27 日 一部改正